

(仮称) 吹田市マンション管理適正化推進条例の骨子案に対する意見募集結果について

案 件 名	(仮称) 吹田市マンション管理適正化推進条例の骨子案
政策等の題名	1. 吹田市マンション管理適正化推進条例 (新規制定) 2. 吹田市マンション管理適正化推進条例施行規則 (新規制定)
政策等の案の公表日	令和4年(2022年)11月1日(火曜日)
政策等の趣旨と概要	管理組合によるマンションの自律的で適正な管理を推進し、その資産価値の保全や居住環境の確保を図ることに加えて、マンションの周辺環境に対しても十分な配慮を促すことにより、市民生活の安定及び本市の魅力の更なる向上に寄与することを目的とします。 既存マンションの管理状況や、新築マンションの管理規約や長期修繕計画等の案について、届出の義務化を規定するため、本条例及び規則を新たに定めるものです。
意見募集案と関連資料	意見募集案 (仮称) 吹田市マンション管理適正化推進条例及び同施行規則の骨子案
意見提出者	1. 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人 2. 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体 3. 上記のほか、本条例等が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体
意見提出期間	令和4年(2022年)11月1日(火曜日)～令和4年(2022年)11月30日(水曜日)
意見提出方法	郵送、ファックス、電子メール、直接提出
意見提出件数	10件(6通)
結果の公表日	令和5年(2023年)2月20日(月)(条例) 令和5年(2023年)3月下旬頃(規則)(予定)
結果の概要	上記期間中に市民の皆さまのご意見を募集しました。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見と市の考え方を次のとおり公表します。 また、意見提出手続の結果を踏まえ、次のとおり条例案を定めました。規則は、令和5年(2023年)3月下旬頃に公表する予定ですので、しばらくお待ちください。 上記の資料は、次の場所でも閲覧することができます。 吹田市役所 低層棟3階 住宅政策室(317番窓口) 吹田市役所 高層棟6階 市民総務室(情報公開担当)(604番窓口)
問い合わせ先	吹田市 都市計画部 住宅政策室 民間住宅支援担当 電話: 06-6384-1928